（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第百十五条の三**　［略］ ２　［略］ ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金融商品取引関係業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金融商品取引業等業務関連苦情の処理又は金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ってはならない。 ［一・二　略］ 三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ　［略］	（金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第百十五条の三**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（あっせん委員となることができない者） **第十九条**　次の各号のいずれかに該当する者は、法第七十七条の二第二項（法第七十七条の三第四項において準用する場合を含む。次条及び第二十一条第一項において同じ。）に規定するあっせん委員となることができない。 一　［略］ 二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ［三～七　略］	（あっせん委員となることができない者） **第十九条**　［同上］ 一　［同上］ 二　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ［三～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	